

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程の一部改正について

令和7年4月1日
契約検査室契約係

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程について、登録事項の変更の規定を改正し、令和7年4月1日から施行しますのでお知らせします。なお、経営事項審査結果の取扱いについては、以下のページでお知らせしています。

市政情報 > 入札・契約 > 入札・契約情報 > 登米市入札参加資格関係
> 経営事項審査結果の取扱いについて ([ホームページリンク先](#))

【改正の内容】

登録事項の変更

改正前	改正後
2 建設工事に係る有資格者は、経営事項審査を受け、最新の総合評定値の通知の写しを速やかに市長に提出しなければならない。	<u>2 市長は、随時に建設工事に係る有資格者の総合評定値の通知の情報を取得し、随時に等級格付の変更を行うものとする。</u>
3 前項に規定する届出があった場合は、等級格付の変更を行うものとする。ただし、経営事項審査の有効期限が経過しても提出がないときは、市長は、当該有資格者の入札への参加を制限することができる。	

お問い合わせ

契約検査室契約係

電話番号：0220-22-2097

ファクス番号：0220-22-2433

メールアドレス：keiyaku@city.tome.miyagi.jp